微生物有害情報リスト

微生物の危険度・法規制に関する情報の提供

微生物を産業利用する際には、利用する微生物の危険度(リスク)に応じた適切な管理を行うことが求められます。各微生物のリスクを表す指標の1つとして、バイオセーフティレベル(BSL)が設定されています。また、法規制の適用を受ける微生物や生物遺伝資源もあります。

NBRCは、微生物を安全かつ適切に利用していただくために、このような微生物(細菌・真菌)の危険度／有害性の判断基準となる情報を集めて公開しています。



◆散在する微生物の危険度・法規制に関する情報を一元化

厚生労働省:「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」
農林水産省:「家畜伝染病予防法」「植物防疫法」
経済産業省:「外国為替及び外国貿易法」
文部科学省:「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」
国立感染症研究所:「国立感染症研究所病原体等安全管理規程 別冊1『病原体等のBSL分類等』」
日本細菌学会:「病原細菌のBSL」
ドイツ:　「TRBA466リスクグループ(原核生物)」「TRBA460リスクグループ(真菌)」
その他:　「魚介類病原細菌リスト」「日本植物病名データベース(細菌)」「住環境真菌の病原度」

独立行政品法人 製品評価技術基盤機構（NITE）
バイオテクノロジーセンター（NBRC）
バイオデジタル推進課
〒151-0066　東京都渋谷区西原2-49-10
お問い合わせ　bio-it-safe@nite.go.jp

NBRCのウェブページ

2026.10